

27 別表1 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg / L)	環境基準値 (mg / L)	測定方法
一般項目	水温	-	-	日本工業規格 K 0102(以下「規格」)7.1 に定める方法
	水温	-	-	規格 7.2 に定める方法
	外観	-	-	規格 8 に定める方法
	臭気	-	-	規格 10 に定める方法
	透明度	-	-	規格 9 に定める方法
	透視度	-	-	海洋観測指針による方法
	pH	-	6.0～8.5	規格 12.1 に定める方法
	DO	0.5	2.0～7.5	規格 32 に定める方法
	BOD	0.5	1.0～10	規格 21 に定める方法
	COD	0.5	1.0～8.0	規格 17 に定める方法
	SS	1	1～100	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下「告示」)付表 8 に掲げる方法
	大腸菌群数	-	50～5000	告示別表 2.1(1)ア備考 4 に掲げる方法
	油分	0.5	検出値	告示付表 9 に掲げる方法又は規格 24.4 に定める方法
	全窒素	0.05	0.1～1.0	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法
	全リン	0.003	0.005～0.1	規格 46.3 に定める方法
健康項目	カドミウム	0.001	0.01	規格 55 に定める方法
	全シアン	0.1	検出値	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
	鉛	0.002	0.01	規格 54 に定める方法
	六価クロム	0.02	0.05	規格 65.2 に定める方法
	砒素	0.005	0.01	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	告示付表 1 に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	検出値	告示付表 2 に掲げる方法
	PCB	0.0005	検出値	告示付表 3 に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	0.02	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	0.002	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.02	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	同上
	トリクロロエチレン	0.002	0.03	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	告示付表 4 に掲げる方法
	シマジン	0.0003	0.003	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同上
	ベンゼン	0.001	0.01	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	規格 43 に定める方法
	ふっ素	0.1	0.8	規格 34.1 に定める方法又は通知付表 6 に掲げる方法
	ほう素	0.02	1	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は通知付表 5 に掲げる方法

注：硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算計数 0.2259 を、また、亜硝酸性窒素の濃度は亜硝酸イオンの濃度に換算計数 0.3045 を、それぞれ乗じて求める。
 なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに 0.01 mg / L とする。

区 分	項 目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (mg/L)	測 定 方 法
要 監 視 項 目	ク ロ ロ ホ ル ム	0.006	0.06	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号（以下通知））付表1の第1、第2又は第3に掲げる方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	0.06	同上
	p-ジクロロベンゼン	0.03	0.3	同上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	通知付表2の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	0.005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同上
	イソプロチオラン	0.004	0.04	同上
	オキシシン銅	0.004	0.04	通知付表3に掲げる方法
	クロロタロニル	0.004	0.05	通知付表2の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同上
	E P N	0.0006	0.006	同上
	ジクロルボス	0.001	0.008	同上
	フェノブカルブ	0.002	0.03	同上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	-	同上
	トルエン	0.06	0.6	通知付表1の第1、第2又は第3に掲げる方法
	キシレン	0.04	0.4	同上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	通知付表4の第1又は第2に掲げる方法
	ニッケル	0.005	-	規格59.3に定める方法又は通知付表5若しくは付表7に掲げる方法
特 殊 項 目 等	モリブデン	0.01	0.07	規格68.2に定める方法又は通知付表5若しくは付表7に掲げる方法
	アンチモン	0.001	-	規格62.2に定める方法又は通知付表8に掲げる方法
	フェノール類	0.01	-	規格28.1に定める方法又は自動分析(4-アミノアンチピリン法)
	銅	0.01	-	規格52.2若しくは52.4に定める方法
	亜鉛	0.005	-	規格53.2若しくは53.3に定める方法
	鉄(溶解性)	0.1	-	日本工業規格M0202の3.1.4の(2)及び規格57.2に定める方法又は規格57.3に定める方法
	マンガン(溶解性)	0.05	-	日本工業規格M0202の3.1.4の(2)及び規格56.2に定める方法又は規格56.4に定める方法
	クロム	0.02	-	規格65.1に定める方法
	塩素イオン	0.5	-	規格35.1及び35.2に定める方法又は自動分析(チオシアン酸第2水銀法)
	クロロフィルa	0.1(µg/L)	-	アセトン抽出、三色比色法
	硫化水素	0.1	-	メチレンブルーによる吸光度法及びよう素滴定法
	アンモニウム態窒素	0.01	-	規格42に定める方法又は自動分析(インドフェノール法)
	植物プランクトン	-	-	静置濃縮法により同定、計数
	動物プランクトン	-	-	プランクトンネット濃縮法により同定、計数
	水生昆虫等	-	-	目視により同定。科、属、種毎の固体数から計数
水保 生全 生項 物目	全亜鉛	0.005	0.01-0.03	規格53に定める方法
	クロロホルム	0.003	0.006~3	日本工業規格K0125の5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
	フェノール	0.005	0.01~2	通知付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	0.03	0.03~1	通知付表2に掲げる方法